

防かび剤（ポストハーベスト農薬）について（Q&A）

Q1 農作物の収穫後に使用する防かび剤（ポストハーベスト農薬）は、我が国では農薬として使用することが禁止されているのに、食品添加物として使用を認めているというのは本当ですか。

A1 我が国においては、食品衛生法上、収穫前に使用する化学物質は農薬、かび等による腐敗等の防止の目的で、収穫後に使用する化学物質は食品添加物として整理しています。防かび剤を食品添加物として使用を認めているのは、あくまで使用時期による分類の違いに過ぎません。

食品安全委員会による科学的なリスク評価の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会での審議を経て食品添加物として指定され、基準に適合している防かび剤であれば、安全性に問題はなく、国内で使用することが可能です。また、海外で使用されている場合でも、我が国の基準に適合しない防かび剤が使用されている食品の輸入や販売は認められませんので、食品の安全性は確保されています。

Q2 アメリカとの交渉により、防かび剤の審査方法が変わり、収穫前の農薬の審査と収穫後の食品添加物の審査が同時に行われるようになると聞きましたが、これにより安全性審査がなくなったり、食品添加物としての表示が行われなくなる心配はないのですか。

A2 アメリカとの交渉では、収穫後に使用される防かび剤は、引き続き食品添加物として取り扱うことを前提に、収穫前に使用される場合の農薬としての承認手続きと、収穫後に使用される場合の食品添加物としての承認手続きを効率化することとしています。

具体的には、同じ防かび剤であっても使用のタイミングによって、収穫前は農薬、収穫後は食品添加物と、承認のための手続きが異なるものを一体的に実施することで手続きを迅速化するものであり、審査の省略や、食品安全に関する基準の緩和を行うものではありません。

また、収穫後に使用する防かび剤については、引き続き、食品表示法に基づき、食品添加物として物質名等の表示が義務づけられます。